○国土交通省告示第千九十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十月二十一日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　名称
　株式会社エムアールエスコンサルタント
二　主たる事務所の所在地
　大阪府大阪市都島区都島中通一丁目十四番十五号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千九十五号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十月二十一日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　名称
　株式会社城西自動車学校
二　主たる事務所の所在地
　愛媛県松山市中央一丁目一番四十一号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千九十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十月二十一日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　名称
　株式会社城西自動車学校
二　主たる事務所の所在地
　愛媛県松山市中央一丁目一番四十一号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千九十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十月二十一日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　名称
　東洋自動車株式会社
二　主たる事務所の所在地
　千葉県旭市鎌数五千百四十六番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千九十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十月二十一日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　名称
　東洋自動車株式会社
二　主たる事務所の所在地
　千葉県旭市鎌数五千百四十六番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千九十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十二条の五第一項の規定に基づく適性診断の種類の変更を平成二十七年十月二十一日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　名称
　一般社団法人千葉県トラック協会
二　主たる事務所の所在地
　千葉県千葉市美浜区新港二百十二番地十
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千百号

平成二十五年国土交通省告示第六百三十四号（国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件）は、廃止する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

○国土交通省告示第千百一号

平成二十五年国土交通省告示第六百三十五号（国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件）は、廃止する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**